

令和7年度 第1回千歳市都市計画審議会 会議概要

日 時：令和7年5月9日（金）15:00～15:30

場 所：千歳市議会棟大会議室

出席者：（委員出席者） 山林委員（会長）、長島委員（副会長）、有村委員、
佐々木委員、大山委員、宮原委員、堀田委員、藤吉委員、
三春委員、青木委員、北原委員、小林委員、西澤委員

（委員欠席者） 藤川委員、三崎委員

（事務局） 企画部長、企画部次長、まちづくり推進課長、
ほか2名

（傍聴者） 0名（報道機関関係者除く）

【会議結果】

1 諮問事項

- (1) 千歳恵庭圏都市計画道路の変更について
- (2) 千歳恵庭圏都市計画地区計画の変更について

上記の諮問事項（1）～（2）について、承認された。

【会議における意見及び質疑応答等】

1 諮問事項

- (1) 千歳恵庭圏都市計画道路の変更について

【委員】

道路幅員について、代表幅員の停車帯の幅を広げる一方、橋梁部の停車帯を路肩に変更し、幅を狭くする理由について改めて伺いたい。

【事務局】

代表幅員の停車帯については、美々南通周辺地区の土地利用が当初想定していたものから変化したことにより、トラックなどの大型車のアクセスが増加し、停車帯需要の増加が想定されることから幅を広げている。また、橋梁部の停車帯については、当初一般車両の停車を見込んでいたが、工場へ向かう大型車の通行が多くなり、停車需要が減少すると想定されることから路肩に変更し、幅を狭くしている。なお、車道については、代表幅員と立体交差部ともに6mとしており、車道幅員が減少することはない。

- (2) 千歳恵庭圏都市計画地区計画の変更について

【委員】

今回拡大する沿道地区は、具体的にどんな土地利用を想定しているか。

【事務局】

現在、事業者からは、食品スーパーなどの利便施設を計画していると伺っている。

【委員】

地区整備計画区域を変更する上で、変更区域の規模についての上限はあるか。また、提案された区域規模等で変更をするのか。

【事務局】

地区整備計画区域を変更するにあたり、変更区域の規模の上限はない。なお、提案のあった区域規模や内容について、都市計画マスタープランや都市計画に関する基準等と整合し、都市計画の変更が必要と判断したものについて、手続きを進めることとしている。

【委員】

沿道地区について、生活利便施設が立地し、車両の出入りが発生することにより、前面道路の交通への影響が懸念されることから、支障がないよう配慮していただきたい。

【事務局】

今後、建築物の配置等も踏まえ、事業者と関係課において協議を行うほか、頂いた意見を踏まえ、検討していく。

以 上